

受益者負担金地区説明会を開催します

9月1日に、今年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定する公告を行いました。そこで、この負担金について説明会を行いますので、対象者は出席してください。

問合せ 下水道課管理業務係

対象

対象者には、10月初旬に市から案内通知と関係書類を送付します。(左ページ賦課対象区域内の土地所有者など)

日程

とき	ところ
10月17日(金)	東部市民プラザ
22日(水)	芸術文化ホール
24日(金)	市役所
29日(水)	

※時間は19時から約1時間です。

受益者とは

負担金を納付していただく人です。賦課対象区域内の土地所有者あるいはその土地に権利(地上権、質権、使用貸借または賃貸借権)を持つ人のいずれかで申告により決定します。

受益者申告書などの提出

説明会終了後、受益者申告書などを受け付けます。当日提出しない人は11月25日(火)までに提出してください。

申告書などの提出がない場合は、不申告の取扱いになります。必ず期限までに提出してください。

受益者および負担金額の決定

提出された申告書などに基づき、受益者および負担金額を決定し、翌年3月に決定通知書を送付します。

負担金の納付

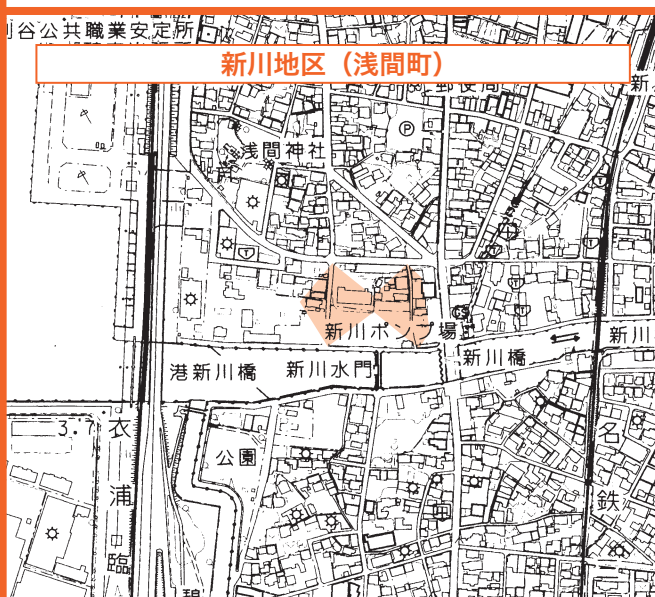
平成26年度に負担金を決定した区域については、27年6月より負担金の納付をお願いします。

賦課対象区域図 (色塗り部分)

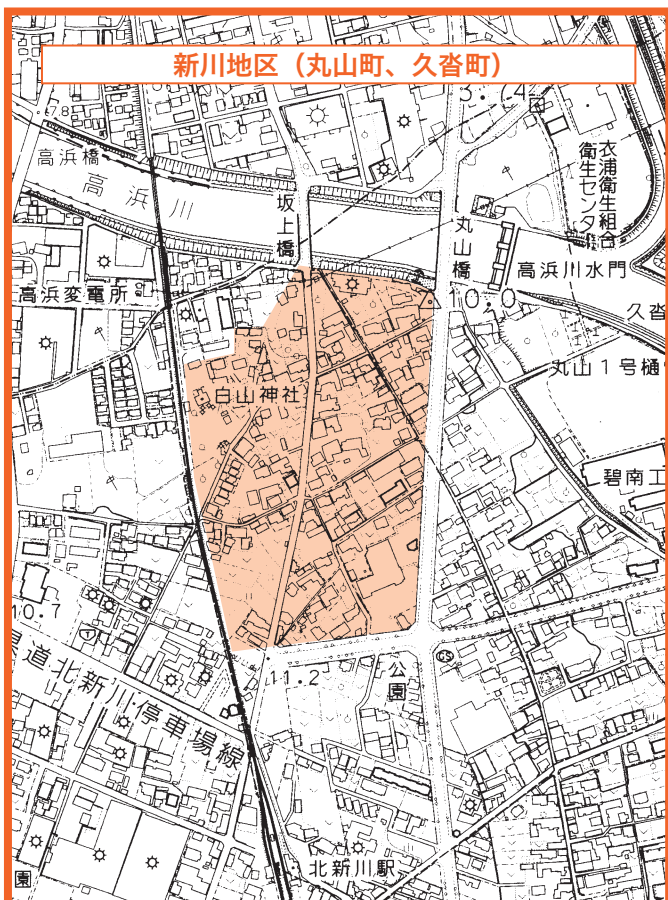
賦課対象区域

丁目の全部または一部が賦課対象となる区域
浅間町5丁目、大浜上町1丁目～5丁目、久沓町1丁目～4丁目、天王町5丁目および7丁目、丸山町1丁目・2丁目、鷺塚町5丁目、鷺林町3丁目・4丁目

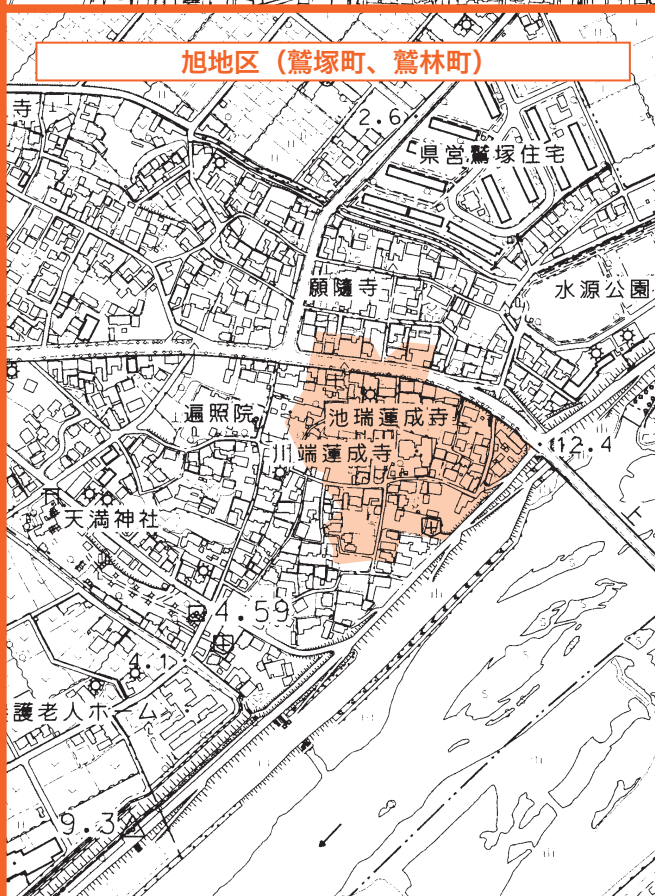
新川地区 (浅間町)



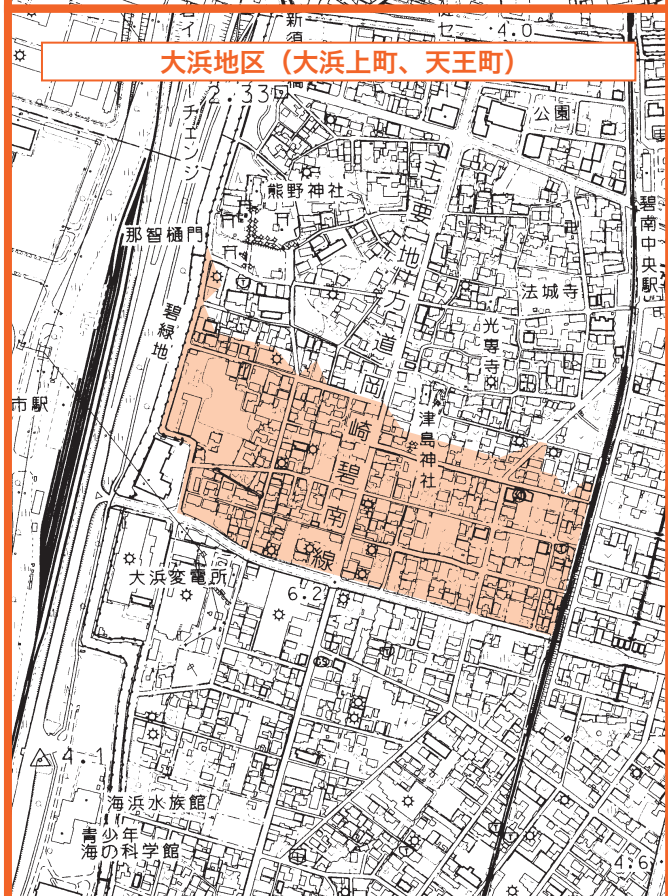
新川地区 (丸山町、久沓町)



旭地区 (鷺塚町、鷺林町)



大浜地区 (大浜上町、天王町)



公共下水道への

早期接続をお願いします

現在、市内全世帯の約67・9%にあたる1万8千239世帯で下水道が利用可能です。利用可能な地域を表した下水道使用区域図は、広報へきなん4月1日号と同時配布していますので、ご覧ください。

私たちがお風呂やトイレ、炊事など、生活のなかで使った汚れたままの水は、そのまま流すと悪臭や環境破壊の原因となります。下水道使用区域内に住んでいる人は、早期接続をお願いします。

下水道のしくみ

下水道接続前



下水道接続後

